

■ 目的

- ・ 地下水利用者の水道使用への回帰
- ・ 大口需要者の水需要の喚起

■ 制度概要

大口需要者の水道使用水量の実績に基づき、個別に基準となる水量（以下「基準水量」という。）を設定し、この基準水量を超えて使用した水量に対する従量料金を割り引きする

■ 主な要件と制度内容

[主な要件]

使用実績	制度適用前の直近10年間で 2,000m <sup>3</sup> /月以上 の使用実績が 1 回以上あること
継続	水道を 1 年以上使用していること
用途・口径	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用途が「一般用」であること</li> <li>・ 40mm口径以上であること</li> <li>・ 使用水量の戸数割等特別な料金制度の適用を受けていないこと</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道料金及び下水道使用料の未納がないこと</li> <li>・ 本割引制度開始以降、新たに地下水利用していないこと</li> </ul>

[制度内容]

基準水量	制度適用前の直近 1 年間及び令和元年度の 1 年間 の内、最も使用水量の多い月の水量を「基準水量」とします。（ただし、基準水量は最低1,000m <sup>3</sup> ）
割引率	<b>50%</b>
適用期間	次回料金改定まで

■ 制度導入の効果

- 大口需要者にとって・・・  
地下水利用から水道使用への切り替えや事業拡大などに伴う水道使用水量の増加分に対し、  
 **割引を適用されることによる経費節減効果**
- 上下水道局にとって・・・  
地下水利用から水道使用への回帰が見込めるとともに、これまで水道の使用が無かった水量分が新たに増加し、  
 **割引後も供給水量の増加分に対する増収**

■ 今後のスケジュール

令和 2 年度	3 月	割引制度の導入に向けた周知等準備
令和 3 年度	4 月	割引制度の導入（導入後も大口需要者への個別訪問等の周知活動を実施し、水道への回帰を目指す）

■ 地下水利用者へのヒアリング内容（令和 2 年 12 月末現在・18 事業者訪問）

項目	ヒアリング内容
地下水設備の導入方法等	<p><b>地下水汲み上げ装置を自ら設備投資により設置</b> 使用水量に基づく月額支払いではなく、設備の維持管理費に関するコスト意識も薄い。</p> <p><b>地下水汲み上げ装置をリース契約等により設置</b> 使用水量に基づく月額支払いなどが発生。使用水量 1 m<sup>3</sup>あたりの単価を支払うといった契約方法もあり、水道水とのコスト比較が容易。</p>
地下水及び水道の使用用途	<p><b>主に地下水を使用</b> 地下水の供給能力を超えて使用する場合に、水道水を補助的に使用</p> <p><b>使用用途により、地下水と水道水を分けて使用</b> 【例 1】 飲食用 ⇒ 水道水 ・ 飲食用以外 ⇒ 地下水 【例 2】 製品用 ⇒ 水道水 ・ 冷却用 ⇒ 地下水 など</p>
水道水の使用促進に有効な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水質保持にかかるコスト負担や供給能力に不安がない分、水道水の方が優れている。</li> <li>・ 地下水設備の故障時等に、生産規模を縮小する措置が必要であったが、割引制度の適用を受ければ、水道水を使用し、生産規模を維持しながら事業が継続できる。</li> <li>・ 事業拡大に有効である。</li> </ul>

■ 制度適用例

< 大口需要者割引制度の適用例 >

